

規制シート(様式)

160194600250001

平成28年11月30日

規制の名称	労働関係調整法に関する規制	所管府省	厚生労働省
根拠法令等	労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第9条、第37条・第38条	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	労働基準局労働関係法課 課長 大隈俊弥
規制目的	<p>【第9条】争議行為が発生した場合、当事者以外のもも知ることができるようにすること。</p> <p>【第37条】公益事業は、その性格上、一般産業と異なり公衆の日常生活に密接不可分な関係をもつものであり、その事業の正常な運営が阻害される場合は、単に関係当事者のみならず、公衆の日常生活に影響を与えることが大きいため、公益事業の争議行為はできるだけ未然に防止することが望ましく、また万一争議行為が行われることがやむを得なくなった場合でも、事前にこれを予知できるようにすること。</p> <p>【第38条】争議行為により国民経済又は国民の日常生活を著しく危うくするおそれが現実存する場合になされるものであるから、このような自体的下に置いて一定期間(50日間)争議行為を回避して、その間に特別の調整措置を講じて当該労働争議を解決することにより、公共の福祉の擁護と労働基本権の尊重との両立を図ること。</p>		
規制内容の概要	<p>【第9条】争議行為が発生したとき、当事者に労働委員会又は都道府県知事へその旨の届出を義務付けるもの。</p> <p>【第37条】公益事業に関する事件につき関係当事者が争議行為をするには、その争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに、労働委員会及び厚生労働大臣又は都道府県知事への通知を義務付けるもの。</p> <p>【第38条】緊急調整の決定があった場合、50日間争議行為を禁止するもの。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>【第9条】争議行為が発生した場合、当事者以外のもも知ることができるようにする必要があるため。</p> <p>【第37条】公益事業は、その性格上、一般産業と異なり公衆の日常生活に密接不可分な関係をもつものであり、その事業の正常な運営が阻害される場合は、単に関係当事者のみならず、公衆の日常生活に影響を与えることが大きいため、公益事業の争議行為はできるだけ未然に防止することが望ましく、また万一争議行為が行われることがやむを得なくなった場合でも、事前にこれを予知できるようにする必要があるため。</p> <p>【第38条】争議行為により国民経済又は国民の日常生活を著しく危うくするおそれが現実存する場合になされるものであるから、このような事態の下において一定期間(50日間)争議行為を回避して、その間に特別の調整措置を講じて当該労働争議を解決し、公共の福祉の擁護と労働基本権の尊重との両立を図る必要があるため。</p>		
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		